

## 板橋区保存樹木等管理助成要綱

(昭和 61 年 3 月 31 日区長決定)

一部改正 (平成 16 年 12 月 3 日区長決定)

一部改正 (平成 19 年 3 月 16 日区長決定)

一部改正 (平成 25 年 3 月 28 日区長決定)

一部改正 (平成 27 年 3 月 27 日区長決定)

一部改正 (令和 3 年 3 月 17 日土木部長決定)

### 第一章 総則

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、「東京都板橋区緑化の推進に関する条例」(昭和 54 年板橋区条例第 36 号)第 11 条にもとづき、保存樹木等の適正な管理に資するため、その所有者又は管理者に対して、管理に要する費用の一部を助成するための細目を定めるものである。

#### (助成の内容)

第 2 条 保存樹木等の管理助成は、別表に定める基準に従い行う。

### 第二章 管理経費助成

#### (助成の申請)

第 3 条 管理経費助成を受けようとする者は、保存樹木等管理経費助成申請書(別記第 1 号様式)を区長に提出しなければならない。

#### (助成決定の通知)

第 4 条 区長は、前条の申請があった場合において、助成することを決定したときは、保存樹木等管理経費助成決定通知書(別記第 2 号様式)により申請者に通知するものとする。

### 第三章 剪定経費助成

#### (助成の申請)

第 5 条 剪定経費助成を受けようとする者は、剪定作業前に保存樹木剪定経費助成金交付申請書(別記第 3 号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1)案内図

(2)現況写真

(3)保存樹木剪定作業の見積書

#### (助成決定の通知)

第 6 条 区長は、前条の申請があった場合において、助成することを決定したときは、

保存樹木剪定経費助成金交付決定通知書(別記第4号様式)により、助成することが適当でないとは決定したときは、保存樹木剪定経費助成金不交付決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の助成決定に当たって、申請者に対し必要な条件を付することができる。  
(内容の変更及び中止)

第7条 剪定経費助成金の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が前条第1項の規定による助成金の交付決定の後に、助成対象作業の内容を変更しようとするときは、保存樹木剪定経費助成金変更承認申請書(別記第6号様式)により、助成対象作業を中止しようとするときは、保存樹木剪定経費助成中止承認申請書(別記第7号様式)により、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成対象の範囲内の変更と認めるときは保存樹木剪定経費助成金交付決定変更通知書(別記第8号様式)により、助成対象作業の中止についてはその申請に基づき、保存樹木剪定経費助成中止承認通知書(別記第9号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(完了届)

第8条 交付決定者は、当該助成対象作業が完了したときは、保存樹木剪定作業完了届(別記第10号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に届け出なければならない。

- (1)作業写真  
(2)保存樹木剪定作業の領収書の写し

(助成金の額の確定)

第9条 区長は、前条の届出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、保存樹木剪定経費助成金確定通知書(別記第11号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 前条の規定により助成金確定通知書を受けた者は、保存樹木剪定経費助成金交付請求書(別記第12号様式)により、区長に助成金の交付を請求することができる。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、内容を審査のうえ、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 区長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1)偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。  
(2)助成金を当該助成事業以外に使用したとき。

- (3)第7条第1項の規定による変更申請が助成対象の範囲外の変更であるとき。  
(4)前3号のほか、この要綱の規定に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者にその旨を保存樹木剪定経費助成金交付決定取消通知書(別記第13号様式)により通知するものとする。

#### 第四章 工事助成

##### (助成の申請)

第12条 工事助成を受けようとする者は、保存樹木管理工事助成申請書(別記第14号様式)を区長に提出しなければならない。

##### (助成決定の通知)

第13条 区長は、前条の申請があった場合において、助成することを決定したときは、保存樹木管理工事助成決定通知書(別記第15号様式)により申請者に通知するものとする。

#### 第五章 雑則

##### (委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業に必要な事項は、土木部長が定める。

##### (補則)

第15条 この要綱の定めるもののほか、この助成金の交付に必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによる。

##### 付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

##### 付 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

##### 付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

##### 付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

##### 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

##### 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

助成の種類	助成の対象	助成の規模
管理経費助成	保存樹木	年間管理に要する経費の一部として、保存樹木 1 本当たり年間 3,000 円を助成する。
	保存樹林・保存竹林	年間管理に要する経費の一部として、都市計画税及び固定資産税の 50% 以内に相当する額(ただし課税額を証明する書類の添付がない場合は指定にかかる土地 1 m <sup>2</sup> 当たり 125 円以下)を予算の範囲内で助成する。 ただし、1 か所当たりの上限を 90 万円とする。
	保存生垣	年間管理に要する経費の一部として、保存生垣 1m 当たり 200 円を助成する。
剪定経費助成	保存樹木	剪定を自費で行う場合に、剪定に要する経費の一部として、予算の範囲内で経費の半額を助成する。 ただし、上限を、幹周が1.8m未満の保存樹木は1本当たり25,000円、幹周が1.8m以上2.4m未満の保存樹木は1本当たり60,000円、幹周が2.4m以上の保存樹木は1本当たり100,000円まで、かつ、1 申請者当たり年間45万円までとする。ただし、同一樹木の助成は前回の助成から3年以上経過していることとする。 なお、ここでいう「剪定」とは、樹木剪定のほか保存樹木を健全に保つための「調査、治療、工事」を含む。
工事助成	保存樹木	保存樹木の中で、特に名木・古木と認められる樹木については、必要に応じ樹勢回復のため、区が調査・治療・工事を行うことができる。 また、幹折、落枝、幹腐れ等により、現に周辺住家等に著しい影響を与える恐れがある状態の樹木について、安全のために区が保存樹木としての形姿を損なわない範囲で枯れ枝等の除去を行うことができる。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

申請者

住所

氏名

電話

保存樹木等管理経費助成申請書

板橋区保存樹木等管理助成要綱第3条の規定に基づき、管理経費の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請樹木等

種類	指定番号	樹種	所在地	数量
樹木				本
生けがき				m
樹林				m <sup>2</sup>
竹林				m <sup>2</sup>

添付書類：保存樹林・竹林の存する土地の固定資産税及び都市計画税明細書

第2号様式(第4条関係)

事案番号

年 月 日

様

東京都板橋区長

保存樹木等管理経費助成決定通知書

年 月 日付で申請のあった保存樹木等管理経費助成について、下記のとおり決定したので通知します。

記

種類	指定番号	樹種	所在地	単価	数量	助成額
樹木					本	円
生けがき					m	円
樹林					m <sup>2</sup>	円
竹林					m <sup>2</sup>	円
					合計	円

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

申請者 住所

氏名

電話番号

保存樹木剪定経費助成金交付申請書

板橋区保存樹木等管理助成要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請樹木 所在地 板橋区 丁目 番 号  
指 定 番 号
- 2 助成金交付申請額 円
- 3 予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 添付書類 (1) 案内図  
(2) 現況写真  
(3) 保存樹木剪定作業の見積書

第4号様式(第6条関係)

事案番号  
年 月 日

様

東京都板橋区長

保存樹木剪定経費助成金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のあった保存樹木剪定経費助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 所在地 板橋区 丁目 番 号
- 3 指定番号
- 4 交付条件
  - (1) 助成金の額は、完了届が提出された後、書類審査及び現地調査を行った後確定します。なお、作業を中断、または一部完了の場合については、原則として、助成金はお支払いできません。
  - (2) 助成金交付決定後に助成対象作業の内容を変更するとき、又は中止しようとするときは、事前に区長に届け出てください。
  - (3) 作業が完了したときは、完了届を区長に届け出てください。
  - (4) 次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことがあります。  
偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。  
助成金を当該助成事業以外に使用したとき。  
以上のほか、当該助成事業要綱の規定に違反したとき。
  - (5) 保存樹木の適正な維持管理をお願いします。

第5号様式(第6条関係)

事案番号  
年 月 日

様

東京都板橋区長

保存樹木剪定経費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で、申請のあった保存樹木剪定経費助成金の交付について、下記の理由により交付できないので通知します。

記

- 1 所在地 板橋区 丁目 番 号
- 2 指定番号
- 3 理由

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者 住所

氏名

電話番号

保存樹木剪定経費助成金変更承認申請書

年 月 日付事案番号 により、交付決定を受けた保存樹木剪定作業  
を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 所在地 板橋区 丁目 番 号

2 指定番号

3 助成金交付申請額 円

4 予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

5 変更理由

6 添付書類 (1) 保存樹木剪定作業の見積書

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

申請者 住所

氏名

電話番号

保存樹木剪定経費助成中止承認申請書

年 月 日付事案番号 により、交付決定を受けた保存樹木剪定作業を中止したいので、下記のとおり申請します。

記

1 所在地 板橋区 丁目 番 号

2 指定番号

3 中止理由

第8号様式(第7条関係)

事案番号  
年 月 日

様

東京都板橋区長

保存樹木剪定経費助成金交付決定変更通知書

年 月 日付事案番号 により、交付決定した保存樹木剪定経費助成金の交付について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更後助成金交付決定額 円
- 2 所在地 板橋区 丁目 番 号
- 3 指定番号
- 4 交付条件

年 月 日付事案番号 の交付条件のとおり

事案番号  
年 月 日

様

東京都板橋区長

保存樹木剪定経費助成中止承認通知書

年 月 日付事案番号 により、交付決定した保存樹木剪定経費助成金の交付について、下記のとおり中止を決定したので通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 所在地 板橋区 丁目 番 号
- 3 指定番号
- 4 中止決定理由

第10号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

申請者 住所

氏名

電話番号

保存樹木剪定作業完了届

年 月 日付事案番号 により、交付決定を受けた保存樹木剪定作業が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地 板橋区 丁目 番 号

2 指定番号

3 助成金交付決定額 円

4 実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

5 施工業者 住所  
氏名

6 添付書類 (1) 作業写真  
(2) 保存樹木剪定作業の領収書の写し

第11号様式(第9条関係)

事案番号  
年 月 日

様

東京都板橋区長

保存樹木剪定経費助成金確定通知書

年 月 日付事案番号 により、交付決定した保存樹木剪定経費助成金は、下記のとおり助成金額を確定したので通知します。

記

1 助成確定金額 円

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

申請者 住所

氏名

電話番号

保存樹木剪定経費助成金交付請求書

年 月 日付事案番号 により、助成金確定通知を受けたので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

第13号様式(第11条関係)

事案番号  
年 月 日

様

東京都板橋区長

保存樹木剪定経費助成金交付決定取消通知書

年 月 日付事案番号 により、交付決定した保存樹木剪定経費助成金の交付について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 取消内容 交付決定の 全部・一部
- 2 取消後助成金交付決定額 円
- 3 所在地 板橋区 丁目 番 号
- 4 指定番号
- 5 取消理由

第14号様式(第12条関係)

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

申請者 住所

氏名

電話番号

保存樹木管理工事助成申請書

板橋区保存樹木等管理助成要綱第12条の規定に基づき、管理工事の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請樹木

指定番号	樹種	所在地	工事内容

第15号様式(第13条関係)

事案番号  
年 月 日

様

東京都板橋区長

保存樹木管理工事助成決定通知書

年 月 日付で申請のあった保存樹木管理工事助成について、下記のとおり決定したので通知します。

記

指定番号	樹種	所在地	工事内容